

## 「杉並区出産・子育て応援事業」及び「バースデーサポート事業」の実施について

区は、これまで、すべての子育て家庭に対し、安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠期からの切れ目のない支援を行ってきました。

今般、国において、すべての妊婦と、主に0歳から2歳の子育て家庭に寄り添い、妊娠期から子育て期まで一貫して身近で相談に応じる「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体的に実施する事業を支援する「出産・子育て応援交付金」が創設されました。区では、本交付金を活用した新たな事業を開始するとともに、東京都の制度を活用した「バースデーサポート事業」も併せて実施し、更なる支援の充実を図ることといたしましたので報告します。

### 1 杉並区出産・子育て応援事業

#### (1) 実施内容

##### ① 伴走型相談支援

妊娠届出時のゆりかご面接、妊娠8か月電話相談（希望者には面談）及び生後4か月までのすこやか赤ちゃん訪問の機会を活用し、母子保健及び子育て支援に関する情報提供や相談対応等を行うとともに必要な支援につないでいく。

※現在、区が実施している事業により対応する。

##### ② 経済的支援

以下の支給要件を満たした支給対象者に対し、出産・子育て応援ギフト（育児用品等と交換できるクーポン）を支給する。

種類	支給対象者	支給内容	支給要件
出産応援ギフト	事業開始日以降に妊娠届出を提出した妊婦	妊婦1人あたり5万円相当	妊娠届出を行い、ゆりかご面接を受けた者
	令和4年4月1日以降、事業開始日の前までに妊娠届出をした者		区から送付する申請書を提出した者
子育て応援ギフト	事業開始日以降に出生した児童を養育する者	児童一人あたり5万円相当	出生後、すこやか赤ちゃん訪問を受けた者
	令和4年4月1日以降、事業開始日の前までに出生した児童を養育する者	児童一人あたり5万円相当 ※出産応援ギフト5万円相当を合わせて支給	区から送付した出産・子育てに関するアンケートに回答した者

#### (2) 事業開始日

令和5年4月1日

※令和4年4月1日以降、事業開始日の前までに妊娠届出や出産をした場合も、経済的支援を遡及適用する。

(3) 国・都による補助率

項目	補助率*
伴走型相談支援に係る人件費・事務費	《令和5年9月まで》国 2/3、都 1/6、区 1/6 《令和5年10月以降》国 1/2、都 1/4、区 1/4
経済的支援に係るギフト経費 (補助基準額) 妊娠届出時 5万円、出産後 5万円	国 2/3、都 1/6、区 1/6
経済的支援に係る事務費(委託経費含)	国 10/10
システム改修経費(令和4年度のみ)	国 10/10

※都の制度を活用した「バースデーサポート事業」を実施することで、区負担分を都が全額補助する。

2 バースデーサポート事業

法定健診の狭間となる2歳児は、第一次反抗期が始まり、保護者が子育てに困難や負担感を抱えることが多く、区では、2歳児の保護者向けパンフレットを作成・配布するなどの取組を行っていますが、本事業を実施し、2歳児のいる家庭に対するより積極的なアプローチを行うことで、必要な相談支援につなげていくことができます。また、前述の杉並区出産・子育て応援事業と合わせて実施することで、妊娠中から出産・子育て期までの切れ目のない支援を充実します。

(1) 実施内容

育児に関するアンケートと子育て支援情報を送付し、回答のあった家庭に対して、育児パッケージ(1万円相当のギフト)を配布するとともに、アンケート結果を基に必要な相談支援につなげる。

(2) 対象：令和5年4月1日以降に2歳を迎える子ども\*を育てる家庭

※令和5年度における対象児童は令和3年4月1日～令和4年3月31日に生まれた児童

(3) 開始時期(予定)

令和5年度中

※令和5年4月1日以降、事業開始日の前までに2歳を迎える子どもを育てる家庭にも育児パッケージの支給を遡及適用する。

(4) 都による補助率

項目	補助率
育児パッケージ経費(補助基準額 10千円*)	都 10/10
育児パッケージ送料(補助基準額 1.1千円/件)	
事務費(委託費含)	

※都が示す補助上限額の範囲内で区が決定した額

(5) その他

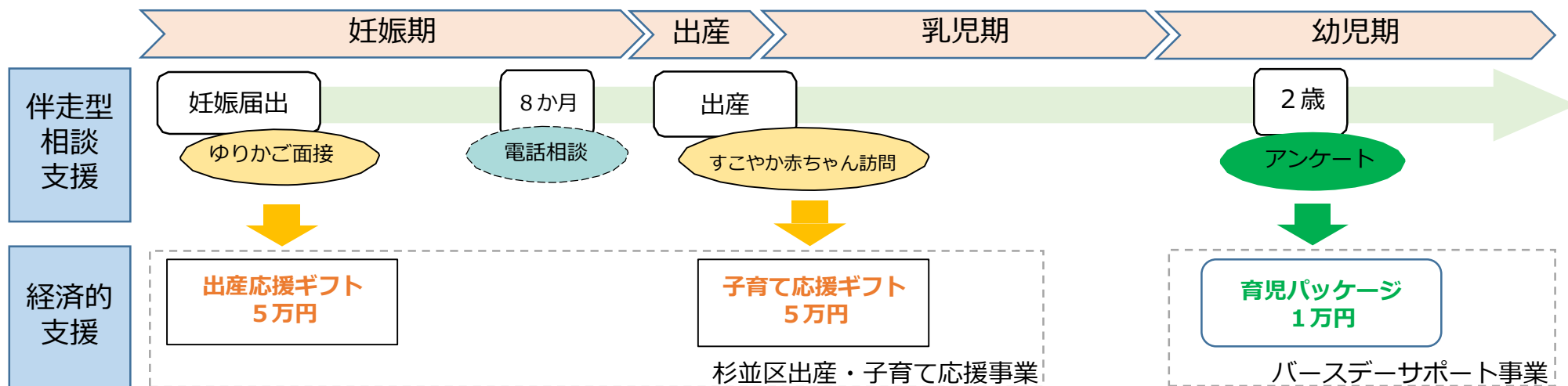
実施方法、スケジュール等の詳細については、今後検討していく

3 今後の主なスケジュール(杉並区出産・子育て応援事業)(予定)

令和5年	3月中旬	広報すぎなみ、区ホームページにより周知(制度・申請方法等)
	4月1日	事業開始
	4月中旬	令和4年度対象者(遡及分)へ案内送付 申請等受付、ギフト送付開始

# 「杉並区出産・子育て応援事業」及び「バースデーサポート事業」のイメージ

別紙



## ● 出産・子育て応援ギフト及び育児パッケージ支給のパターン

- 杉並区出産・子育て応援事業 : 令和4年4月以降に妊娠・出産された方を対象とし、  
「出産応援ギフト(5万円相当)」 (妊娠届出時) と 「子育て応援ギフト(5万円相当)」 (出生届出後) を支給する。

**【考え方】**・R5.4.1以降は、妊娠届出時、出生届出後にそれぞれ面談を実施した上で、ギフトを支給。  
 ・R5.3.31より前の「妊娠届出」と「出産」に係るギフトは、アンケート等の実施により支給する。

### 出産・子育て応援ギフト(出産・子育て応援事業)支給パターン

- (1) **R5.4.1以降**に妊娠届出をし、**出産**をした場合  
 ⇒妊娠届出時に面談を実施し「**出産応援ギフト**」を、出生届出後に面談を実施し「**子育て応援ギフト**」を支給
- (2) **R5.3.31より前**に妊娠届出をし、**R5.4.1以降**に**出産**をした場合  
 ⇒**R5.4.1以降**に申請書を送付し、申請があった者に「**出産応援ギフト**」を、出生届出後に面談を実施し「**子育て応援ギフト**」を支給
- (3) **R5.3.31より前**に妊娠届出をし、**出産**をした場合  
 ⇒**R5.4.1以降**に申請書の送付とアンケートを実施し、回答があった者に「**出産応援ギフト**」と「**子育て応援ギフト**」を支給

- バースデーサポート事業 : 令和5年4月1日以降に2歳を迎える児童を育てる家庭を対象とし、「育児パッケージ(1万円相当)」を支給する。

**【考え方】**・事業開始日に関わらず、令和5年4月1日以降に2歳になる児童がいる場合、アンケート等の実施により支給する。(育児パッケージ)

### 育児パッケージ(バースデーサポート事業)支給パターン

- (1) **R5.4.1以降**、**事業開始日**までに2歳になる児童がいる場合
- (2) **事業開始日以降**に2歳になる児童がいる場合  
 ⇒いずれも**事業開始日以降**に申請書の送付とアンケートを実施し、回答があった者に「**育児パッケージ**」を支給